

※この法令は廃止されています。  
平成二十八年政令第二百五十三号

平成二十八年熊本地震による災害についての  
総合法律支援法第三十条第一項第四号の  
規定による指定等に関する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七  
十四号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、  
この政令を制定する。

（法第三十条第一項第四号に規定する非常災害  
の指定）

**第一条** 総合法律支援法（次条において「法」と  
いう。）第三十条第一項第四号に規定する非常  
災害として、平成二十八年熊本地震による災害  
を指定する。

（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区  
及び期間）

**第二条** 前条の非常災害についての法第三十条第  
一項第四号の政令で定める地区は、熊本県の区  
域とする。

2 前条の非常災害についての法第三十条第一項  
第四号の政令で定める期間は、この政令の施行  
の日から平成二十九年四月十三日までとする。

**附 則**

この政令は、公布の日から施行する。